

○事前協議及び開発許可等の手続きフロー

R5.2改正

R7.4改正

【事前協議】 (各務原市開発事業指導要綱) 標準期間:約1.5～2.5ヶ月 対象:開発区域面積1000㎡以上 または 16戸以上の集合住宅 等 押印及び手数料:不要	□下打合せ ↓ 約1～2週間 { □事前協議申請書 提出 …3部 (開発指導係確認用) 3000㎡未満:随時受付 3000㎡以上:予定表のとおり(例年、偶数月の下旬頃×) 約1週間 { ↓(係内事前書類審査) □訂正指示(確認事項含む) …申請書控えを持参し来庁 ↓(申請者の訂正期間) 約2週間 { □本提出 …1部+PDFデータ※ ※メール(CD-R等の記録媒体も可)にて1ファイルにまとめて提出 課代表メールアドレス tkeikaku01@city.kakamigahara.gifu.jp ↓ 約1～2週間 { □開発事前検討会 ↓ □各務原市開発審査委員会 …3000㎡以上のみ(例年、奇数月の下旬頃に定期開催) ↓ 参考)約1～3週間 { □要請書 決裁・交付 …申請書控えを持参し来庁 ↓(申請者の回答書作成及び要請事項等反映期間) …要請事項(要請書+各課意見)に対し、関係各課等と協議のうえ、回答書(任意様式)を作成し、開発許可等申請(法29条または規則60条)に添付。 (開発許可等不要の場合は速やかに提出)
【開発許可等】 (各務原市宅地開発指導要領) 標準期間:約1～1.5ヶ月 手数料:申請時に納付書を交付するため、原則15時までに市金庫に納付	約2週間 { □開発許可等申請 …<u>法第29条、法第43条、規則第60条 等</u> ↓(書類審査) □訂正指示(確認事項含む) …FAX送付 参考)約1～2週間 { ↓(申請者の訂正期間) 約1週間 { □開発許可書等 決裁・交付

※申請内容や申請の混み具合により期間が前後する場合があります。

各務原市 都市計画課 開発指導係(電話 058-383-7245)